

石川町能力検定受検促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生徒の学習意欲及び学力の向上を図るため、各種能力検定の受検に係る費用の一部を補助することについて、石川町補助金等の交付等に関する規則（昭和49年規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「能力検定」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定
- (2) 公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施する日本漢字能力検定
- (3) 公益財団法人日本数学検定協会が実施する実用数学技能検定
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に認める検定

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 中学校、義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中等部、又はこれらに相当する学校に在籍する生徒の保護者であつて、受検日時点において町内に住所を有すること。
- (2) 当該検定の受検料について、国、地方公共団体、又は他の団体から補助金及び交付金等の助成を受けておらず、かつ、受ける予定がないこと。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費は、申請日に属する年度内に生徒が受検した能力検定の、別表に定める級の受検料とする。ただし、補助金の交付は、各級につき同一の年度において1回を限度とする。

2 補助額は、検定料に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、受検日の属する年度の3月31日までに、石川町能力検定受検促進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げるいずれかの書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 受検料の支払を証する書類（領収書等の写し）
- (2) 受検結果を証する書類（合格証書の写し又は成績表の写し）
- (3) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが
適当と認めたときは石川町能力検定受検促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を補助対象者に
通知するものとする。

（補助金の返還）

第7条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、その者から既に交付
した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

検定名	補助対象級
公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定	1級から5級まで
公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施する日本漢字能力検定	1級から3級まで
公益財団法人日本数学検定協会が実施する実用数学技能検定	1級から3級まで